

1. 申請方法

完成検査の申請方法は次によること。

- (1) 完成検査申請は、一の製造所等毎に申請すること。
- (2) 一の製造所等において、完成検査を受験する前に新たに変更許可（追加変更許可申請等）を受けた場合については、複数の変更許可を同時に完成検査の受験をする場合にかぎり、製造所等の完成検査申請は1件として申請すること。
- (3) 完成検査申請書の記載要領は、第2編（P33～P34）を参照すること。
提出部数は、2部提出とすること。
- (4) 完成検査申請書には、原則として添付図書は要さないものとする。ただし、自主検査結果等の記録については、完成検査日までに記録を整理して提出すること。

2. 完成検査の方法と自主検査記録

(1) 基本的事項

完成検査は、施設が技術上の基準に適合しているかどうかを確認するものであるので、設置者が事前に実施した自主検査結果等を活用できるものであること。

したがって、自主検査結果等により確認する事項について、事前に消防局又は所轄消防署と十分調整を行うこと。

(2) 自主検査結果の内容

① 位置、構造等及び設備（消火設備を除く。）に係る事項

設置者等の自主検査結果報告書、自主検査結果データ、製造者の検査結果報告書（ミルシート）、検査記録写真、施工管理記録、施工記録写真等を活用することができること。

例示：屋外タンク貯蔵所にあつては、

- * 漏れ試験記録書
- * 水平度測定結果記録書
- * 配管検査記録書
- * 接地抵抗記録書等

その他の製造所等にあつては、

- * 配管検査記録
- * 接地抵抗記録
- * 高圧ガス保安法、労働安全衛生法による検査証の写し
- * 製造所及び一般取扱所における指定数量未満の貯蔵タンクに関する水張又は水圧検査記録書等

② 消火設備に関する事項

製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができること。なお、工事規模ごとの完成検査事項等については、次のとおりとする。

ア 工事規模等ごとの消火設備の完成検査事項

技術上の基準の適合状況の確認のための性能試験等は、工事規模等により、次のとおりとするが、消防局又は所轄消防署と申請者間において、適用する性能試験等について十分調整すること。

(ア) 設置及び大規模な変更工事

新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。

例示：第3種消火設備を新設した場合、泡消火設備の原液タンク及びプレッシャープロポーションャーを取り替えた場合等

(イ) 中規模な変更工事

中規模な変更工事（（ア）及び（ウ）以外）においては原則として（ウ）に掲げる事項及び通水等の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができる。

例示：泡チャンバー、泡消火栓等を増設した場合、配管の延長距離が増加した場合（小規模なルート変更は除く）等

(ウ) 小規模な変更工事

放出口、付属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができる。

イ 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放出試験（低発泡のものによる）の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載するものとする。

ウ 警報設備及び避難設備に係る事項

検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができる。

③ 完成検査時における工事事務所等の取扱い

ア 保有空地内の工事事務所及び工事事務機材

保有空地内の工事事務所及び工事事務機材については、完成検査時には撤去されていること。

イ 完成検査後の試運転用工事事務機材等

完成検査後の試運転時のメンテナンスおよび監視等の確認上必要となる工事事務機材等は、完成検査時において設置されていてもやむを得ないものであるが、完成検査時に撤去予定日を報告すること。

3. 認定事業所が行う完成検査

認定事業所が自主検査結果の活用を希望する場合の完成検査は、次の（1）～（6）に係る変更工事（ただし、下枠内の①～③に該当するものを除く。）の事項について行えるものとし、自主検査結果報告書と完成検査申請書とを同時に提出することができる。

また、完成検査申請書が自主完成検査前に提出されている場合については、自主検査結果報告書をFAX又はe-mailで送信し、完成検査済証を受領時に自主検査結果報告書を提出することができる。

(1) 建築物及び工作物

(2) 貯蔵タンク（タンク本体、付属設備、防油堤等）

ただし、特定屋外貯蔵タンク以外の容量1,000k1以上のタンク本体の工事を除く。

(3) 危険物取扱機器、配管等

(4) 消火設備

ただし、第1種、第2種又は第3種の消火設備の新設又は増設（防護区画の拡大を伴うものに限る。）を除く。

(5) 警報設備

ただし、自動火災報知設備の新設又は増設（警戒区域の拡大を伴うものに限る。）

を除く。

(6) その他

電気設備、制御設備、標識、掲示板等

- ① 保安距離又は保有空地の変更を伴うもの。
- ② 移送取扱所（当該事業所の敷地内に存する部分を除く。）
- ③ 次の項目に該当するものとして、市町村長等が変更許可に際して特に指示するもの。
 - ア 製造プロセスに著しい変更をもたらすもの又は製造施設の処理能力に著しい増加をもたらすもの。
 - イ 当該変更工事に危険物の規制に関する政令第23条を適用したもの。
（特に一般的でないもの）
 - ウ 法令運用基準の変更を伴うもの
（一般の基準から、高引火点危険物に係る特例基準の適用を変更する場合）